# 第3章 建築物耐震化の現状

### 1. 住宅耐震化の現状

### 1.1. 住宅耐震化の現状

現状の耐震化率は、国及び県の推計方法に準じて算出した。 その結果、耐震化率は約68%となり、島根県の70%より2ポイント低くなっている。

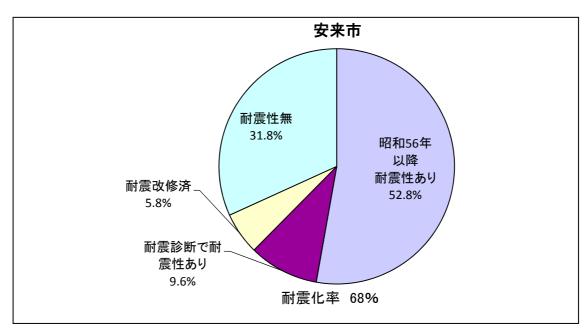


図 3-1 安来市の住宅の耐震化の現状 (平成 28 年度末推計)

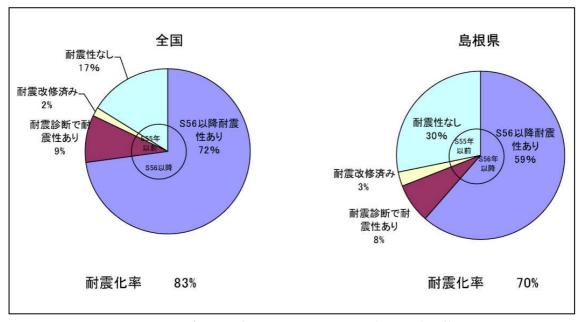
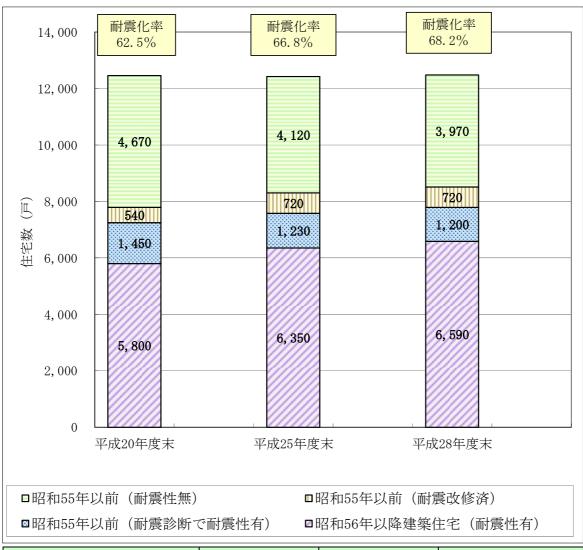


図 3-2 国及び県の住宅の耐震化の現状 (平成 27 年度末推計)

平成28年度末の住宅数(住居世帯あり)の推計に当たっては、昭和58年から平成25年までの住居・土地統計調査結果をもとに算出した。

推計の結果、住宅数は、約12,480 戸で、このうち、新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅は、5,890 戸(約47%)で島根県の推計の41%より高くなっている。



	平成 20 年度末	平成 25 年度末	平成 28 年度末
住宅全数(戸)	12, 460	12, 420	12, 480
昭和 56 年以降 耐震性有(戸)	5, 800	6, 350	6, 590
昭和 55 年以前 (耐震診断で耐震性有)(戸)	1, 450	1, 230	1, 200
昭和 55 年以前 (耐震改修済) (戸)	540	720	720
昭和 55 年以前 (耐震性無) (戸)	4, 670	4, 120	3, 970
耐震化率(%)	62.5%	66.8%	68. 2%

図 3-3 安来市の住宅の耐震化の推移

### 2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

#### 2.1. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、市内に 103 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 84 棟で、耐震化率は約 82%となっている。そのうち、昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 33 棟(約 32%)で、そのうち耐震性があるとされる建築物は 14 棟(約 42%)で、耐震化が進んでいない状況である。

また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとの現状の耐震化率を把握したところ、「災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が83%、「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率が33%、「特定多数の者が利用する建築物」が88%となっている。

表 3-1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(市有建築物+民間建築物)

			建築物数	昭和 56 年 6 月 以降の 建築物	昭和 56 年 5 月 以前の 建築物	耐震 診断の 結果、 耐震性 あり	耐震 診断の 結果、 耐震性 なし	耐震 改修 実施 済み	耐震診 断未実 施の建 築物数	耐震化 率 (%)
	利用する建築 耐震不適格建 る規模)		103	70	33	7	19	7	7	82%
		市有	58	35	23	7	15	7	1	84%
		民間	45	35	10	0	4	0	6	78%
災害時 の拠点	庁舎、学校 体育館、警 病院、福祉	察署、	72	47	25	6	15	7	4	83%
となる		市有	52	31	21	6	14	7	1	85%
建築物		民間	20	16	4	0	1	0	3	80%
不特定 多数の 者が利	ホテル、旅館 店舗、集会 文化施設、	場、	6	1	5	1	2	0	2	33%
用する		市有	2	0	2	1	1	0	0	50%
建築物		民間	4	1	3	0	1	0	2	25%
特定多数の者	賃貸住宅、 事務所、工		25	22	3	0	2	0	1	88%
が利用する建		市有	4	4	0	0	0	0	0	100%
築物		民間	21	18	3	0	2	0	1	86%

表 3-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(市有建築物)

	建築物数	昭和 56年6 月以の築 建物	昭 56 5月 が 乗 物	耐診の果耐性り	耐診の果耐性し	耐 改 実 済 み	耐診未施建物震断実の築数	耐震化 率 (%)
が利用する建築物 存耐震不適格建築物に該当する規模)	58	35	23	7	15	7	1	84%
災害時の拠点となる建築物	52	31	21	6	14	7	1	85%
不特定多数の者が利用する建築物	2	0	2	1	1	0	0	50%
特定多数の者が利用する建築物	4	4	0	0	0	0	0	100%

表 3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(民間建築物)

	建築物数	昭和 56年6 月以の 建 物	昭和 56年 5月以 前 建 物	耐診の果耐性り り	耐診の果耐性し	耐震 改施 実済	耐診未施建物	耐震化 率 (%)
が利用する建築物 E存耐震不適格建築物に該当する規模)	45	35	10	0	4	0	6	78%
災害時の拠点となる建築物	20	16	4	0	1	0	3	80%
不特定多数の者が利用する建築物	4	1	3	0	1	0	2	25%
特定多数の者が利用する建築物	21	18	3	0	2	0	1	86%

表 3-4 防災上重要な建築物の耐震化の現状(市有建築物)

		建築物数	昭和 56年6 月以の 建 物	昭年5 56年以 前 建 物	耐診の果耐性り	耐診の果耐性し	耐震を変える。	耐診未施建物	耐震 化率 (%)
防災上	重要な建築物	196	128	68	15	37	18	16	82%
	防災拠点施設(庁舎・消防・病院等)	23	15	8	1	4	1	3	74%
	医療・応急・社会福祉施設(避難所以外)	19	11	8	2	2	2	4	79%
	避難施設	154	102	52	12	31	15	9	84%

※特定既存耐震不適格建築物ではない建築物を含む

## 2.2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は市内に 20 棟あり、建物用途別で見ると 屋内貯蔵所が 1 棟、工場が 19 棟である。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震性があるとされる建築物は 19 棟で、耐震化率は約95%となっている。

表 3-4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

建築物	建築物数 ① (②+③)	昭和 56 年6 月以降	昭和 56	年5月以前3 3の内耐震 性あり4	耐震性あり ⑤ (②+④)	耐震化率(%) ⑤/①
危険物の貯蔵場又 は処理場の用途に	20	6	14	11	19	95%
供する特定建築物						

表 3-5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の内訳

	特定	建築物	物数						
		昭和	コ 56 年	6月以前の	建築物数			昭和 56	耐震化率
用途分類		1	耐震	診断実施の	建築物数	耐震改 修実施	耐震診断未実	年6月 以降の	(%)
				耐震性あり	耐震性なし	の建築 物数	施の建 築物数	建物数	
合計	20	14	14	13	1	0	0	6	95%
屋内貯蔵所	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
一般取扱所	0	0	0	0	0	0	0	0	_
工場	19	14	14	13	1	0	0	5	95%
発電所	0	0	0	0	0	0	0	0	-
火薬庫	0	0	0	0	0	0	0	0	_
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	

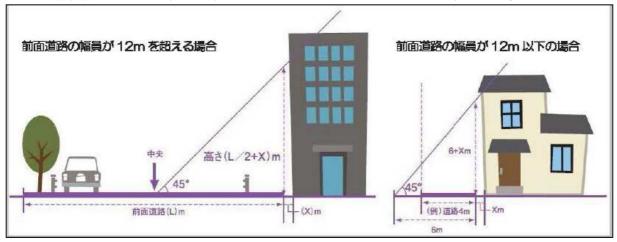
#### 3. 通行を確保すべき道路沿いの建築物

地震時に多数のものが避難や災害時拠点との交通を円滑に進めるために「島根県緊急輸送 道路ネットワーク計画(平成25年6月)」が定められている。「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた第1次~第3次の緊急輸送道路を閉塞するおそれのある安来市の住宅・建築物を表3-6に示し、次頁以降に安来市内の緊急輸送道路について示す。

-	X 0 0 M M. M. 0 M. 0 M. 0 M. 0 M. 0 M		
	道路種別	建築物数(棟)	耐震化率
	第1次緊急輸送道路	28	3.6%
	第2次緊急輸送道路	11	0%
	第3次緊急輸送道路	1	0%
	合計	40	2.5%

表 3-6 第1次~第3次の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物数

※通行障害既存耐震不適格建築物とは、下図に該当する旧耐震基準で建てられた建築物をいう。



#### 緊急輸送道路について

緊急輸送道路は「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成9年3月策定)により次のように定められている。

#### 第1次緊急輸送道路

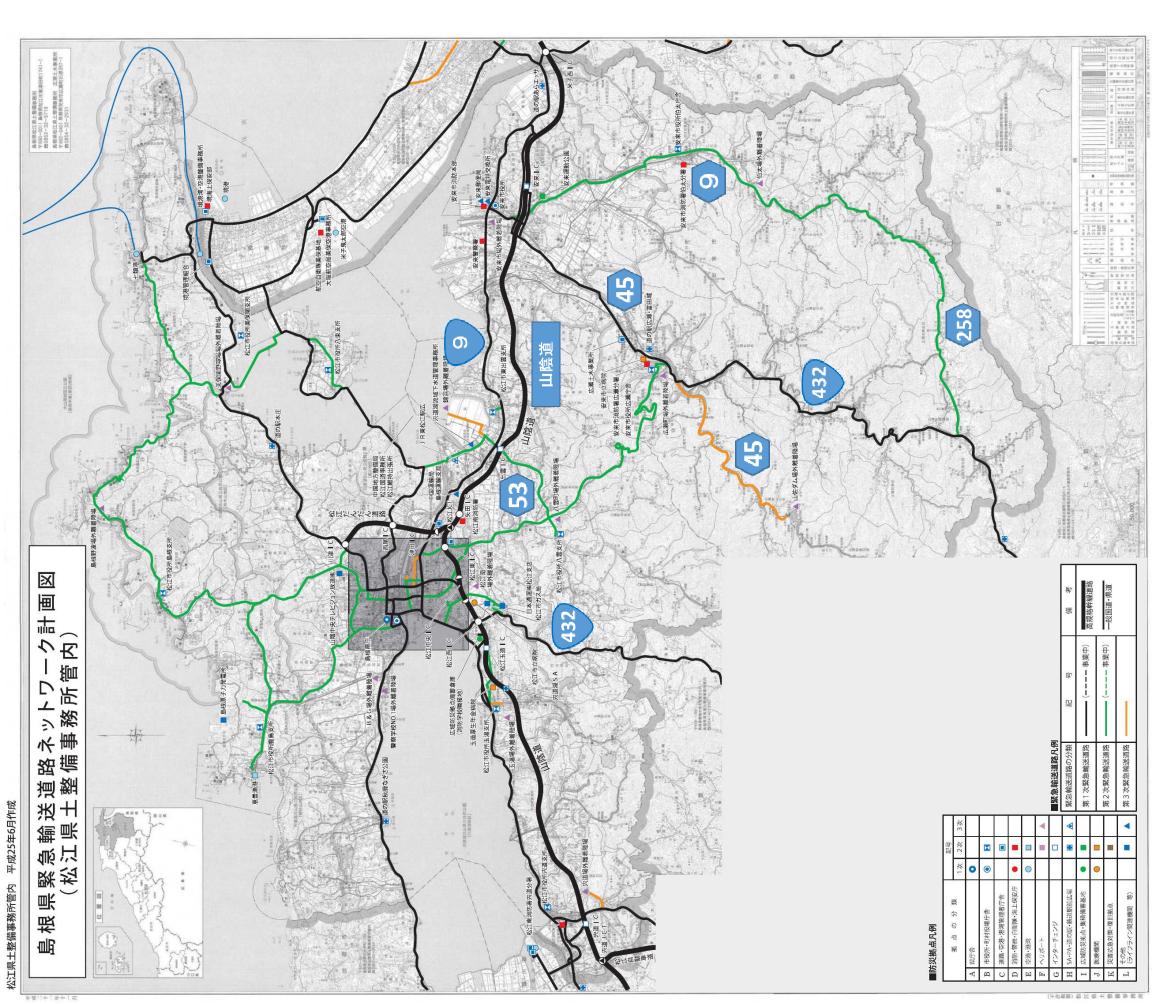
災害発生時において災害対策本部が設置される県庁、緊急車両等の交通規制を統括する警察本部、 物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の中心都市の庁舎及び救援物 資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点(空港・重要港湾、広域防災拠点(消防学校)) の所在地と接続する道路。

#### 第2次緊急輸送道路

住民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、道路管理者等の庁舎、住民の生命に直接的に係わって くる警察、消防、病院(災害拠点病院等)、電気・ガス・上水道といったライフラインの各施設、広域 避難場所及び救援物資等の備蓄・集積拠点(道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災 拠点、離島へリポート、港湾、漁港、駅前広場等)の所在地と接続する道路。

#### 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設(各県土 整備事務所の出張所、国土交通省関係庁舎、中心都市の郵便局、放送局、離島以外のヘリポート、病 床数・診療科目の多い病院、離島・中山間地域の中核医療機関等)に接続する道路。



銘	
押	
拌	
霍	
4	
6	
让	
Ш	
旧	
*	
4	
3-7	
Ċ	
₩	

		ス・・スペーこう とうきんりょう	
緊急輸送道路の分類	道路種別	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	一般国道 (指定外)	国道432号	県境~ (主)安来木次線交点
第1次緊急輸送道路	一般国道 (指定)	国道9号	全線
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道9号交点~(一)安来インター線
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	(一) 安来インター線交点~国道432号交点
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道54号交点~雲南市役所
第1次緊急輸送道路	一般有料道路	山陰道(国道9号 安来道路)	全線
第2次緊急輸送道路	一般県道	島根県道258号草野横田線	(主)安来伯太日南線交点~国道432号交点
第2次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道9号安来伯太日南線	(主)安来木次線交点~ (一)草野横田線交点
第2次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道53号大東東出雲線	八雲支所~国道9号交点 (東出雲IC)
第3次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道432号交点~山佐ダム場外離着陸場
第3次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	(主) 玉湯吾妻山交点~大東南場外離着陸場

